



令和7年4月から順次施行

育児・介護休業法改正の重点実務総点検セミナー

改正内容の詳細と、複雑化する手続きを一挙に総ざらい

開催日時

2025年6月13日(金) 10:00～17:00

対象：社会保険事務ご担当者（わずかでも実務経験のある方、基本を押さえた方）、人事・総務部門担当者～幹部

令和7年4月から改正育児・介護休業法が順次施行されます。法改正をうけて、同時に雇用保険上の給付も改正され、実務上の影響は少なくありません。実務担当者にとっては、改正内容を十分に理解・整理し、ヌケ漏れがないように手続きを進めていく必要があります。本セミナーでは、改正内容を全て網羅し、自社において制度適用を進めるためのポイントと、改正後の書式を用いた手続き等の実務対応を、従来からの留意ポイントの再確認も含めて詳しく解説いたします。

(詳しくは裏面をご覧ください)

● 講師 ●

社会保険労務士法人名南経営
特定社会保険労務士

小浜 ますみ氏

大学卒業後、百貨店勤務ののち、舟木経営労務事務所等の勤務を経て現職。社会保険の手続、就業規則等の規程作成・整備を手掛けながら、複雑多岐に亘る労務相談業務と労働諸法令のアドバイスをを行い、日々顧問先企業の人事・労務のサポートをしている。豊富な実務経験を活かし、各自治体、商工会議所等での労務セミナー講師としても活躍中。そのわかりやすい講義は人気が高く、リピーターが多い講師。

[主 著]

「管理職・職場リーダーのための人事・労務Q & A」(共著 中央経済社)「年金制度改革のポイント」(共著 新日本法規出版)「出向・転籍・労働承継の実務」(共著 新日本法規出版) ほか

● 主催 ●

みずほリサーチ&テクノロジーズ

TEL ☎ 0120(737)132

● 会場 ●

T K P 新橋カンファレンスセンター

東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング

(JR・地下鉄銀座線新橋駅下車5分、都営三田線内幸町駅1分)

● 受講料 ●

MMOne ゴールド会員

30,800円

(うち消費税 2,800円)

MMOne シルバー会員

33,000円

(うち消費税 3,000円)

左記会員以外

37,400円

(うち消費税 3,400円)

★テキスト代を含みます。

★お取消等については、裏面のご利用要領をご覧ください。

★MMOne 会員企業さまの場合、「ゴールド会員」「シルバー会員」価格にてお得にご利用いただけます。

MMOne (MIZUHO Membership One) とは、みずほの法人向け会員制サービスです。

動画配信、経営相談、各種媒体・割引提携サービスなど、様々なビジネスシーンでご活用いただける利便性の高いサービスをご用意しております。

詳しくは Web サイトをご覧ください <https://www.mizuhosemi.com/mmone/index.html>

お申込みはWebサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>

※ご利用要領は裏面をご覧ください。

※同業の方のご利用はご遠慮ください。

No.25-10615

講義内容

第Ⅰ部 今回の育児休業、介護休業の改正内容と対応

1. 育児休業にかかる雇用保険法の改正

- (1) 両親ともに育児休業取得した場合の出生後休業支援給付の創設【手続方法】
 - ①出生後休業支援給付金が支給される要件のポイントは？
 - ②出生後休業支援給付金が支給されない人とは？
 - ③手続きは、どのように行うのか？
- (2) 育児時短勤務者への育児時短就業給付の創設【手続方法】
 - ①育児時短就業給付の対象となる時短勤務とは？
 - ②育児休業終了後に引き続き時短就業したときとは？
 - ③給付の金額はどのぐらいになるのか？
 - ④手続きは、どのように行うのか？

2. 育児休業法の改正

- (1) 3歳以上の子を養育する従業員への柔軟な働き方を実現するための措置【対応方法】
- (2) 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- (3) 育児のためのテレワークの導入
- (4) 子の看護休暇の見直しとは？
- (5) 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化
- (6) 育児休業取得状況の公表義務の企業拡大

3. 介護休業法の改正

- (1) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認の義務化【対応方法】
- (2) 雇用環境整備等の措置の義務化
- (3) 介護休暇の見直しとは？

第Ⅱ部 複雑な手続きの流れ・具体的実務の総点検

4. 従業員の妊娠、産前産後休業から職場復帰までの手続きの流れ

- (1) 妊娠、出産、育児休業、子育てに関するフロー
- (2) 従業員の出産から職場復帰後までの手続き一覧

5. 産前産後休業期間中の手続き

- (1) 産前産後休業期間とは？
- (2) よくある質問Q&A
 - ①出産手当金を申請するタイミングはいつ？
 - ②出産が予定日より早まった場合の注意点
- (3) 産前産後休業期間中の社会保険料の免除制度
 - ①申請が産前産後休業を経過してしまった場合には？

6. 育児休業とは？

- (1) 出生時育児休業とは？
- (2) 1歳までの育児休業、1歳6ヵ月までの延長、2歳までの再延長制度とは？
- (3) パパ・ママ育休プラスとは？

7. 出生時育児休業給付金と育児休業給付金

- (1) 出生時育児休業給付金の対象となる出生時育児休業とは？
- (2) 出生時育児休業中に就業した場合は要注意！
- (3) 出生時育児休業給付金の申請タイミング
- (4) 1歳までの休業を分割取得した場合の育児休業給付金
- (5) 1歳6ヵ月までの延長、2歳までの再延長に必要な書類とは【延長審査厳格化】

8. 育児休業中の社会保険料免除

- (1) 同一月内に14日以上育児休業とは？
- (2) 同一月内に休業を2回取得した場合は？
- (3) 臨時的、一時的な就業をした場合の取扱いとは？
- (4) 賞与保険料が免除となる育児休業とは？

9. 育児休業から職場復帰した後の手続き

- (1) 厚生年金保険の養育期間標準報酬月額特例申出とは？
- (2) 育児休業等終了時の月額変更届とは？
- (3) よくある質問Q&A
 - ①育児休業復帰者でなくても養育特例の申出はできる？
 - ②育児休業等終了時改定、算定基礎届、随時改定の違いは？

10. 育児・介護休業の対応ポイント

- (1) 出産、育児休業制度は全体の流れを把握しよう
- (2) 介護休業は介護離職を予防する取り組みを行うことがカギ
- (3) 従業員に説明する内容を整理しよう

※諸事情により講義内容が変更になる場合がございます。

※プログラムの無断転用はお断りいたします。
※社会保険労務士の方、社会保険労務士事務所に所属されている方、同業の方のご参加はご遠慮ください。

内容等に関するお問い合わせ先

TEL 0120(737)132

ご利用要領

- ① みずほセミナー（来場型）（以下、本セミナー）は、お申込を受け付け後、折り返し電子メールにて参加証と請求書をお送りします。
- ② 受講料は請求書記載の金額に基づき、本セミナーの3営業日前までに下記の口座にお振り込みください。
領収書の発行は省略しております。振込手数料はお客様のご負担をお願いいたします。
みずほ銀行 東京営業部 普通預金 No.2035802 ミズホリサーチアンドテクノロジーズ（カ）
- ③ 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
- ④ お取消は、開催日の前営業日17時までにセミナー担当（mizuhoseminar@mizuho-rt.co.jp）まで電子メールにてご連絡ください。
受講料は全額返金いたします。お振り込み時の手数料はお返しいたしかねます。
開催3営業日前までに受講料のお振込がなかった場合でも、自動的にお取消とはなりません。前営業日17時までにご連絡が無かった場合はお席をご用意している関係上、受講料全額をご負担いただきます。
- ⑤ 反社会的勢力と判明した場合には、本セミナーへのご受講をお断りいたします。
- ⑥ 本セミナーの録音・録画・画面撮影・キャプチャー・インターネット上などへのアップロード、講義資料・スライド・教材の無断複製や共用といった行為を固くお断りいたします。これらの行為が発覚した場合、当社から損害賠償請求等の法的措置をとる場合があります。
- ⑦ 駐車場はございません。車でのお越しはご遠慮ください。
- ⑧ 車いすのご利用等、お身体が不自由でお席についてご相談のあるお客様は、事前にご連絡をお願いいたします。
- ⑨ 最少催行人員に達しない場合や諸般の事情により開催を中止する場合がございます。開催中止の際には、受講料を全額返金いたします。
お振り込み時の手数料はお返しいたしかねます。

みずほリサーチ&テクノロジーズ

セミナーのご案内は Web サイトでもご覧いただけます。 <https://www.mizuhosemi.com>